

付 議 第 3 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例他 8 件の条例議案 に係る意見聴取に関する議案

平成 27 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る 平成 27 年 2 月高知県議会定例会提出予定条例議案一覧

- 1 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 4 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案
- 6 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 8 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案
- 9 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合においては、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 主要な内容

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合は、その職務に専念する義務を免除されることができると。

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職とされることによる規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

旧 (平成27年4月1日時点)

新
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員及び教育長の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第 号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例議案

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成27年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知
県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から別表第3まで」を「、別表第3又は別表第4」に改め、同条第3
項ただし書中「同表」を「別表第2」に改め、同条第4項中「別表第1」を「別表第
2」に改め、同条第5項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第7項中「別表第
3」を「別表第4」に改める。

第3条中「及び」を「又は」に、「から別表第3まで」を「、別表第3又は別表第4」
に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬
教育委員会委員		月額 180,000円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円
	委員	月額 180,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円
	委員	日額 25,000円
監査委員		月額 208,000円
労働委員会	会長	日額 29,000円
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円
収用委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び予備委員	日額 25,000円
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び専門委員	日額 25,000円

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	旅費																				
	内国旅行							外国旅行													
	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）				旅行雑費 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
別表第1に定める者	11,700円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800円	14,100円	11,300円	10,100円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円	

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなり、教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い、当該職の者に支給される報酬及び旅費に係る規定を削除しようとするものである。

新 旧 対 照 表

旧 (平成27年4月1日時点)

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。
- 第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1、別表第3又は別表第4に定める額を支給する。
- 2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。
- 3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、別表第2に定める額とする。
- 4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。
- 第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。
- 2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。
- 3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、同表に定める額とする。
- 4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例

第13号) 別表第2」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

5 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。

6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

7 別表第4に定める者の旅費は、同表に定める額を一般職の職員の例により支給する。

第3条 常勤の特別職の職員又は常勤の一般職の職員が別表第1、別表第3又は別表第4に定める者の職を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき前条第1項の規定による報酬は、支給しない。

第9条 報酬及び費用弁償としての旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

第13号) 別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

5 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。

6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

7 別表第3に定める者の旅費は、同表に定める額を一般職の職員の例により支給する。

第3条 常勤の特別職の職員及び常勤の一般職の職員が別表第1から別表第3までに定める者の職を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき前条第1項の規定による報酬は、支給しない。

第9条 報酬及び費用弁償としての旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	
教育委員会委員		月額	180,000円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額	208,000円
	委員	月額	180,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	29,000円
	委員	日額	25,000円
監査委員		月額	208,000円
労働委員会	会長	日額	29,000円
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額	25,000円
収用委員会	会長	日額	29,000円
	委員及び予備委員	日額	25,000円
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額	29,000円
	委員及び専門委員	日額	25,000円

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	旅費																				
			内国旅行							外国旅行													
			宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）				旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
教育委員会、公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	委員	月額 180,000円	11,700	9,800	8,800	3,900	3,300	3,000	600	16,800	14,100	11,300	10,100	5,700	4,700	3,800	3,400	7,200	6,200	5,000	4,500	580,000	
選挙管理委員会	委員長	月額 29,000円																					
	委員	月額 25,000円																					
監査委員		月額 208,000円																					
労働委員会	会長	月額 29,000円																					
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	月額 25,000円																					
収用委員会	会長	月額 29,000円																					
	委員及び予備委員	月額 25,000円																					
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長	月額 29,000円																					
	委員及び専門委員	月額 25,000円																					

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第2（第2条関係）

区分	旅費																			
	内国旅行							外国旅行												
	宿泊料（1夜につき） の上限額			宿泊諸費（1夜につ き）			旅行雑 費（1 日につ き）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手 当
	都の特 別区	甲地方	乙地方	都の特 別区	甲地方	乙地方		指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
別表第1に定める 者	11,700 円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800 円	14,100 円	11,300 円	10,100 円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000 円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
選挙長	日額 10,600円
選挙分会長	日額 10,600円
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
選挙立会人	日額 8,800円
選挙分会立会人	日額 8,800円
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
選挙長	日額 10,600円
選挙分会長	日額 10,600円
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
選挙立会人	日額 8,800円
選挙分会立会人	日額 8,800円
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額

新

別表第4（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費
鳥獣保護員	勤務1日につき、12,000円以内（月額で報酬額を定めるものにあつては、月額240,000円以内）で任命権者が知事と協議して定める額	一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額
統計調査員		
母子・父子自立支援員		
家庭相談員		
女性相談員		
男女共同参画苦情調整委員		
労働委員会のあつせん員		
家畜防疫員		
土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3に規定するあつせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員		
用地関係登記の嘱託員		
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第65条第1項に規定する評価員		

備考 女性相談員とは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項に規定する婦人相談員をいう。

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費
鳥獣保護員	勤務1日につき、 12,000円以内（月額 で報酬額を定めるも のには、月額 240,000円以内）で 任命権者が知事と協 議して定める額	一般職の職員相当の 旅費額以内で任命権 者が知事と協議して 定める額
統計調査員		
母子・父子自立支援員		
家庭相談員		
女性相談員		
男女共同参画苦情調整委員		
労働委員会のあっせん員		
家畜防疫員		
土地収用法（昭和26年法律第219号）第 15条の3に規定するあっせん委員及び同 法第15条の8に規定する仲裁委員		
用地関係登記の嘱託員		
土地区画整理法（昭和29年法律第119 号）第65条第1項に規定する評価員		

備考 女性相談員とは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項に規定する婦人相談員をいう。

第 号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「規定する者」を「規定する職員」に改め、同条第2項中「同法同条」を「同条」に改め、同条第3項第4号中「第200条第1項」を「第200条第3項」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め、同条第4項第2号ア中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

第2条及び第3条中「以下次条において」を「次条において」に改める。

第5条第3項中「第20条」を「第20条第3項」に改め、同条第5項中「を同項」を「を職員の退隠料等に関する条例付則第53項」に改める。

第6条中「以下第8条において」を「第8条において」に改める。

第8条第1号中「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第2号中「規定に基く」を「規定に基づく」に、「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3号から第6号

までの規定中「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、

第9条第1項中「第4条に規定する」を「同条本文の規定による」に改め、同項ただし書中「法律第155号」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下この条において「法律第155号」という。）」に改める。

第10条第1項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「又は市町村」を「若しくは市町村」に、「前11条」を「第2条から前条まで」に改める。

第13条中「次の各号に」を「次に」に、「の通算」を「との通算」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2号中「こえる」を「超える」に改める。

第14条の見出し中「規則への」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正等に伴い、教育長等を定義する規定の整備等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（抜粋）

（用語の意義）

第1条 この条例において「職員」とは、職員の退隠料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）第20条に規定する職員をいう。

2 この条例において「公務員」とは、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員（同条に規定する公務員とみなされる者を含む。）をいう。

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。

（1） 知事及び副知事並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）

（2） 地方自治法第138条第3項に規定する議会の事務局長及び書記

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（抜粋）

（用語の意義）

第1条 この条例において「職員」とは、職員の退隠料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）第20条に規定する者をいう。

2 この条例において「公務員」とは、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。）をいう。

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。

（1） 知事及び副知事並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）

（2） 地方自治法第138条第3項に規定する議会の事務局長及び書記

- (3) 地方自治法第191条第1項に規定する選挙管理委員会の書記
- (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第3項に規定する監査委員の事務を補助する書記
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
- ア 大学の学長、教授、助教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第58号）による改正前の学校教育法第58条第7項に規定する助教授をいう。次項第1号アにおいて同じ。）並びに常時勤務に服することを要する講師及び助手
- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 中学校、小学校、盲学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第71条に規定する盲学校をいう。）、聾学校（同条に規定する聾

- (3) 地方自治法第191条第1項に規定する選挙管理委員会の書記
- (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
- ア 大学の学長、教授、助教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第58号）による改正前の学校教育法第58条第7項に規定する助教授をいう。次項第1号アにおいて同じ。）並びに常時勤務に服することを要する講師及び助手
- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 中学校、小学校、盲学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第71条に規定する盲学校をいう。）、聾学校（同条に規定する聾

学校をいう。)又は養護学校(同条に規定する養護学校をいう。)の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

- (9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの
- (10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第109条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
- (11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長
- (12) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する副出納長
- (13) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和25年法律第143号)による改正前の地方自治法第138条第1項に規定する議会の書記長及び書記
- (14) 旧教育委員会法(昭和23年法律第170号)第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (15) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (16) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168

学校をいう。)又は養護学校(同条に規定する養護学校をいう。)の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

- (9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの
- (10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
- (11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長
- (12) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する副出納長
- (13) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和25年法律第143号)による改正前の地方自治法第138条第1項に規定する議会の書記長及び書記
- (14) 旧教育委員会法(昭和23年法律第170号)第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (15) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (16) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168

号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

(17) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

(18) 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)による改正前の農業委員会法(昭和26年法律第88号)第34条において準用する同法第20条第1項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

(19) 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(20) 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(21) 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、助教授並びに常時勤務に服することを

号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

(17) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

(18) 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)による改正前の農業委員会法(昭和26年法律第88号)第34条において準用する同法第20条第1項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

(19) 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(20) 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(21) 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、助教授並びに常時勤務に服することを

要する講師及び助手

- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する

要する講師及び助手

- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する

職員で吏員に相当するもの

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第2条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者(普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者を除く。次条において同じ。)で引き続いて職員となったものが、退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、他の都道府県の職員としての在職期間、市町村の教育職員としての在職期間及び職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続く当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第3条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったもの(職員となり、職員を退職し、更に職員となったものを含む。次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第4条 普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員で

職員で吏員に相当するもの

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第2条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者(普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者を除く。以下次条において同じ。)で引き続いて職員となったものが、退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、他の都道府県の職員としての在職期間、市町村の教育職員としての在職期間及び職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続く当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第3条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったもの(職員となり、職員を退職し、更に職員となったものを含む。以下次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第4条 普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員で

あった者で職員となったものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が1年以上であるとき（当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して1年以上であるときを含む。）は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても17年に達しないときは、この限りでない。

（在職期間の通算）

第5条 略

2 略

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第47項に規定する準教育職員（以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて同条例第20条第3項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が本県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 略

5 前2項に規定するもののほか、退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の教育職員（以下この項において「小学校等の教

あった者で職員となったものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が1年以上であるとき（当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して1年以上であるときを含む。）は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても17年に達しないときは、この限りでない。

（在職期間の通算）

第5条 略

2 略

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第47項に規定する準教育職員（以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて同条例第20条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が本県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 略

5 前2項に規定するもののほか、退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の教育職員（以下この項において「小学校等の教

育職員」という。)に相当する者に限る。)を小学校等の教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員(都道府県にあっては、高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除き、市町村にあっては、幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)を職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等(同項に規定する代用教員等(以下この項において「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下この項において同じ。)を代用教員等とみなしたならば、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間(昭和22年5月3日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(退職給与金の調整)

第6条 退隠料権を有しない職員であった者が引き続いて公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となったときは、当該就職後の在職期間に接続する職員としての在職期間(第2条の規定により職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員及び職員としての在職期間を含む。第8条において同じ。)に係る退職給与金は、支給しない。

第8条 第3条の場合において、次の各号に掲げる者に退隠料を支

育職員」という。)に相当する者に限る。)を小学校等の教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員(都道府県にあっては、高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除き、市町村にあっては、幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)を同項に規定する小学校等の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等(同項に規定する代用教員等(以下この項において「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下この項において同じ。)を代用教員等とみなしたならば、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間(昭和22年5月3日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(退職給与金の調整)

第6条 退隠料権を有しない職員であった者が引き続いて公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となったときは、当該就職後の在職期間に接続する職員としての在職期間(第2条の規定により職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員及び職員としての在職期間を含む。以下第8条において同じ。)に係る退職給与金は、支給しない。

第8条 第3条の場合において、次の各号に掲げる者に退隠料を支

給するときは、当該各号に掲げる額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。

(1) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間（令第174条の53第1項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額 $\frac{1}{2}$ に乘じて得た額

(2) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく他の都道府県の退職年金条例の規定により他の都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）又は市町村の教育職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく市町村の退職年金条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、

給するときは、当該各号に掲げる額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。

(1) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間（令第174条の53第1項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額 $\frac{1}{2}$ に乘じて得た額

(2) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定により他の都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）又は市町村の教育職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基く市町村の退職年金条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都

他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(3) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(4) 公務員であった者で引き続くことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(3) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(4) 公務員であった者で引き続くことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

(5) 他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続きことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(6) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となり、職員を退職し、更に職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まるまでの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

第9条 第4条の場合において、在職期間が17年に達しない者があるときは、その者の同条本文の規定による当該就職後の在職期間に係る退職給与金又は遺族給与金は支給しない。ただし、恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下この条において「法律第155号」という。）附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村

(5) 他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続きことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(6) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となり、職員を退職し、更に職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まるまでの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

第9条 第4条の場合において、在職期間が17年に達しない者があるときは、その者の第4条に規定する当該就職後の在職期間に係る退職給与金又は遺族給与金は支給しない。ただし、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合においては、この限りでない。

の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合においては、この限りでない。

2 第4条の場合において、普通恩給権を有する者に退隠料を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。この場合において、退隠料の年額が当該年額の算定の基礎となった在職期間（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第155号附則第10条第1項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。以下この項において同じ。）としての在職期間にあっては実在職期間とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職期間にあっては法律第155号による廃止前の恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第2条第2項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この項において同じ。）の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となっている在職期間の年数を控除した年数1年につき退隠料の基礎となるべき給料年額の150分の1に相当する額より少ないときは、当該額をもって退隠料の年額とする。

3 略

4 前条の規定は、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となった在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退隠料を支給するときについて準用する。

2 第4条の場合において、普通恩給権を有する者に退隠料を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。この場合において、退隠料の年額が当該年額の算定の基礎となった在職期間（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第155号附則第10条第1項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。以下この項において同じ。）としての在職期間にあっては実在職期間とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職期間にあっては法律第155号による廃止前の恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第2条第2項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この項において同じ。）の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となっている在職期間の年数を控除した年数1年につき退隠料の基礎となるべき給料年額の150分の1に相当する額より少ないときは、当該額をもって退隠料の年額とする。

3 略

4 前条の規定は、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となった在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退隠料を支給するときについて準用する。

(在職期間の通算に伴う通知)

第10条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったとき及びその者が退職したときは、速やかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退隠料権又は遺族扶助料権が発生しないときはその旨を、退隠料権又は遺族扶助料権が発生するときはその退隠料権又は遺族扶助料権の裁定をした旨を併せて通知するものとする。

3 知事は、普通恩給権を有する者が職員となったとき及びその者が退職したときは、速やかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)

第11条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったときは、その者は、速やかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 略

(増加退隠料権等を有する者の特例)

第12条 職員の退隠料等に関する条例第2条第1項に規定する増加退隠料又は恩給法第2条第1項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至った者の公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、第2条から前条までの規定は、適用し

(在職期間の通算に伴う通知)

第10条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退隠料権又は遺族扶助料権が発生しないときはその旨を、退隠料権又は遺族扶助料権が発生するときはその退隠料権又は遺族扶助料権の裁定をした旨をあわせて通知するものとする。

3 知事は、普通恩給権を有する者が職員となったとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)

第11条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったときは、その者は、すみやかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 略

(増加退隠料権等を有する者の特例)

第12条 職員の退隠料等に関する条例第2条第1項に規定する増加退隠料又は恩給法第2条第1項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至った者の公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、前11条の規定は、適用しない。

ない。

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)

第13条 市町村の教育職員に適用される当該市町村の退職年金条例の規定が、次に掲げる基準に従って定められていないときは、市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間との通算については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 退職年金の年額は、在職期間が17年の場合においては退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額であり、在職期間が17年を超える場合においては当該金額にその超える年数1年につき退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額であること。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)

第13条 市町村の教育職員に適用される当該市町村の退職年金条例の規定が、次の各号に掲げる基準に従って定められていないときは、市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、この条例の規定は適用しない。

(1) 略

(2) 退職年金の年額は、在職期間が17年の場合においては退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額であり、在職期間が17年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数1年につき退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額であること。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 号

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

高知県特別職報酬等審議会条例（昭和39年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

第3条第1項中「10人以内をもって」を「10人以内で」に改め、同条第2項中「必要のつど」を「必要の都度」に改める。

第4条第1項中「互選により」を「互選によって」に改め、同条第2項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「あらかじめ、会長の指定する委員が」を「会長があらかじめ指名した委員が、」に改める。

第5条第1項中「は、会長が招集し、その議長となる」を「（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する」に改め、同条第2項中「審議会の」を削り、「出席しなければ」を「出席しなければ議事を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長が当たる。

第6条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長については、この条例による改正後の高知県特別職報酬等審議会条例の規定は、適用しない。

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について高知県特別職報酬等審議会の意見を聴くこととするよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県特別職報酬等審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準（次条において「議員報酬の額等」という。）について審議するため、高知県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができ

高知県特別職報酬等審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準（次条において「議員報酬の額等」という。）について審議するため、高知県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができ

ない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

きない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第 号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第19条第 4 項」を「第18条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休憩時間）

- 第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。
- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休憩時間）

- 第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。
- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

第 号

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

高知県教育委員会委員定数条例（平成12年高知県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会の組織を定める条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の委員でなくなることを考慮し、教育委員会の組織について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県教育委員会の組織を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、高知県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。

高知県教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、高知県教育委員会は、6人の委員をもって組織する。

第 号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「定めのある場合」を「定めのあるもの」に、「他の一般職」を「一般職」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正等を考慮し、特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抜粋）

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抜粋）

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのあるものを除くほか、一般職に属する職員の例による。

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのある場合を除くほか、他の一般職に属する職員の例による。

第 号

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」を削り、「支給方法等」を「支給方法等に関し」に改める。

第 3 条中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改める。

第 4 条ただし書中「48月を」を「48月（教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第 2 項の規定により任命された教育長（以下この項において「旧教育長」という。）については、この条例による改正後の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定は、適用しない。この場合において、旧教育長について、この条例による改正前の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定を適用するときは、同条例第 1 条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 9 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 8 条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」とする。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による地方自治法（昭和21年法律第67号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、任期を3年とされる教育長の退職手当の額の算定に係る規定について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、知事、副知事及び教育長（以下「知事等」という。）の退職手当の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の額）

第3条 知事等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 知事 100分の50
- （2） 副知事 100分の36
- （3） 教育長 100分の25

（在職期間の計算）

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等の任期の初日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月（教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を超える場合は、48月とする。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、知事、副知事及び教育長（以下「知事等」という。）の退職手当の額、支給方法等に必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の額）

第3条 知事等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 知事 100分の50
- （2） 副知事 100分の36
- （3） 教育長 100分の25

（在職期間の計算）

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等の任期の初日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月を超える場合は、48月とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備(制定、一部改正)について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

(1)改正の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る（施行日：平成27年4月1日）。

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

(2)改正の概要

①教育行政の責任の明確化

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（「新教育長」）を置く。（第13条関係）
- ・「新教育長」は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（第4条、第7条関係）
- ・教育委員会は、「新教育長」及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県の教育委員会にあっては「新教育長」及び5人以上の委員をもって組織することができる。（第3条関係）
- ・「新教育長」は、常勤とする。（第11条関係）
- ・「新教育長」は、条例等に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務を有する。（第11条関係）
- ・「新教育長」は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（第13条関係）
- ・「新教育長」の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。（第5条関係）
- ・教育委員から「新教育長」に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（第14条関係）
また、「新教育長」は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（第25条関係）
- ・現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則第2条関係）

②総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（第1条の4関係）
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（第1条の3関係）
- ・会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（第1条の4関係）

③国の地方公共団体への関与の見直し

- ・いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（第50条関係）

2 県条例の整備の概要

(1) 条例の制定

	条例の名称	内 容
1	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	・「新教育長」に、職務に専念する義務が課されたことに伴い、職務専念義務の特例（免除）について新たに条例を制定しようとするもの

(2) 条例の一部改正

	条例の名称	改正の内容
2	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職とされることに伴い、「常勤の特別職の職員」に含めることとし、不要となった「及び教育長」の規定を削除しようとするもの
3	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	・教育委員長の職が廃止されることに伴い、教育委員長に支給される報酬及び旅費の規定を削除しようとするもの ・別表の整理
4	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正	・法律の一部改正によって、教育長の設置に関する根拠条文が第16条第1項から第3条に変更されたが、この条例の対象となる教育長は法改正前の第16条第1項の教育長であり、これを規定するための改正を行おうとするもの ・他の法令の一部改正によって生じた条ずれに伴い引用条文の改正を行おうとするもの ・字句の修正
5	高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職と位置付けられたことから、審議会の対象に「新教育長」を追加しようとするもの ・他の審議会の条例と表現等を合わせようとするもの ・字句の修正
6	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正	・法律の一部改正によって生じた条ずれに伴い引用条文の改正を行おうとするもの
7	高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	・「新教育長」は教育委員会の委員でなくなることを考慮し、教育委員会は、教育長及び5人の委員で組織するものとしようとするもの ・条文の表現に合わせ、条例の題名を改正しようとするもの
8	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職と位置付けられ、かつ、職務に専念する義務が課されたことに伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件について、字句の修正を行ったうえで規定しようとするもの
9	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が特別職と位置付けられ、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する教育公務員特例法の規定が削除されたことに伴い、同法の規定を削除し、知事、副知事と同様、地方自治法の規定を受けるものとするもの ・「新教育長」の任期が3年とされたことに伴い、退職手当の算定に用いる在職期間の上限を「新教育長」については48月から36月に改正しようとするもの ・字句の修正

(3) 施行日

- 1、2、3、7及び8の条例は、規則で定める日
- 4、5、6及び9の条例は、平成27年4月1日

付 議 第 3 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例他 8 件の条例議案 に係る意見聴取に関する議案

平成 27 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る 平成 27 年 2 月高知県議会定例会提出予定条例議案一覧

- 1 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 4 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案
- 6 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案
- 8 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案
- 9 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合においては、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 主要な内容

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合は、その職務に専念する義務を免除されることができると。

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職とされることによる規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

旧 (平成27年4月1日時点)

新
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

旧
知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員及び教育長の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第 号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例議案

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成27年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知
県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から別表第3まで」を「、別表第3又は別表第4」に改め、同条第3
項ただし書中「同表」を「別表第2」に改め、同条第4項中「別表第1」を「別表第
2」に改め、同条第5項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第7項中「別表第
3」を「別表第4」に改める。

第3条中「及び」を「又は」に、「から別表第3まで」を「、別表第3又は別表第4」
に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬
教育委員会委員		月額 180,000円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円
	委員	月額 180,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円
	委員	日額 25,000円
監査委員		月額 208,000円
労働委員会	会長	日額 29,000円
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円
収用委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び予備委員	日額 25,000円
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び専門委員	日額 25,000円

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分	旅費																				
	内国旅行							外国旅行													
	宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）				旅行雑費 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
別表第1に定める者	11,700円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800円	14,100円	11,300円	10,100円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円	

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなり、教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い、当該職の者に支給される報酬及び旅費に係る規定を削除しようとするものである。

新 旧 対 照 表

旧 (平成27年4月1日時点)

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1、別表第3又は別表第4に定める額を支給する。

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに定める額を支給する。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、別表第2に定める額とする。

3 別表第1に定める者の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（次条を除き、以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、内国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、同表に定める額とする。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例

第13号) 別表第2」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

5 別表第3に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。

6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

7 別表第4に定める者の旅費は、同表に定める額を一般職の職員の例により支給する。

第3条 常勤の特別職の職員又は常勤の一般職の職員が別表第1、別表第3又は別表第4に定める者の職を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき前条第1項の規定による報酬は、支給しない。

第9条 報酬及び費用弁償としての旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

第13号) 別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

5 別表第2に定める者の旅費は、一般職の職員の例により支給する。

6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

7 別表第3に定める者の旅費は、同表に定める額を一般職の職員の例により支給する。

第3条 常勤の特別職の職員及び常勤の一般職の職員が別表第1から別表第3までに定める者の職を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき前条第1項の規定による報酬は、支給しない。

第9条 報酬及び費用弁償としての旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬
教育委員会委員		月額 180,000円
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円
	委員	月額 180,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円
	委員	日額 25,000円
監査委員		月額 208,000円
労働委員会	会長	日額 29,000円
	使用者委員、労働者委員、 公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円
収用委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び予備委員	日額 25,000円
海区漁業調整委員会及び内 水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円
	委員及び専門委員	日額 25,000円

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		報酬	旅費																				
			内国旅行							外国旅行													
			宿泊料（1夜につき）の上限額			宿泊諸費（1夜につき）				旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
教育委員会、公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	委員	月額 180,000円	11,700	9,800	8,800	3,900	3,300	3,000	600	16,800	14,100	11,300	10,100	5,700	4,700	3,800	3,400	7,200	6,200	5,000	4,500	580,000	
選挙管理委員会	委員長	月額 29,000円																					
	委員	月額 25,000円																					
監査委員		月額 208,000円																					
労働委員会	会長	月額 29,000円																					
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	月額 25,000円																					
収用委員会	会長	月額 29,000円																					
	委員及び予備委員	月額 25,000円																					
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長	月額 29,000円																					
	委員及び専門委員	月額 25,000円																					

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第2（第2条関係）

区分	旅費																			
	内国旅行							外国旅行												
	宿泊料（1夜につき） の上限額			宿泊諸費（1夜につ き）			旅行雑 費（1 日につ き）	宿泊料（1夜につき）の上限額				宿泊諸費（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				死亡手 当
	都の特 別区	甲地方	乙地方	都の特 別区	甲地方	乙地方		指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
別表第1に定める 者	11,700 円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800 円	14,100 円	11,300 円	10,100 円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000 円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

新

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
選挙長	日額 10,600円
選挙分会長	日額 10,600円
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
選挙立会人	日額 8,800円
選挙分会立会人	日額 8,800円
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
選挙長	日額 10,600円
選挙分会長	日額 10,600円
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
選挙立会人	日額 8,800円
選挙分会立会人	日額 8,800円
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額

新

別表第4（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費
鳥獣保護員	勤務1日につき、 12,000円以内（月額 で報酬額を定めるも のにあつては、月額 240,000円以内）で 任命権者が知事と協 議して定める額	一般職の職員相当の 旅費額以内で任命権 者が知事と協議して 定める額
統計調査員		
母子・父子自立支援員		
家庭相談員		
女性相談員		
男女共同参画苦情調整委員		
労働委員会のあつせん員		
家畜防疫員		
土地収用法（昭和26年法律第219号）第 15条の3に規定するあつせん委員及び同 法第15条の8に規定する仲裁委員		
用地関係登記の嘱託員		
土地区画整理法（昭和29年法律第119 号）第65条第1項に規定する評価員		

備考 女性相談員とは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項に規定する婦人相談員をいう。

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費
鳥獣保護員	勤務1日につき、 12,000円以内（月額 で報酬額を定めるも のには、月額 240,000円以内）で 任命権者が知事と協 議して定める額	一般職の職員相当の 旅費額以内で任命権 者が知事と協議して 定める額
統計調査員		
母子・父子自立支援員		
家庭相談員		
女性相談員		
男女共同参画苦情調整委員		
労働委員会のあっせん員		
家畜防疫員		
土地収用法（昭和26年法律第219号）第 15条の3に規定するあっせん委員及び同 法第15条の8に規定する仲裁委員		
用地関係登記の嘱託員		
土地区画整理法（昭和29年法律第119 号）第65条第1項に規定する評価員		

備考 女性相談員とは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項に規定する婦人相談員をいう。

第 号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「規定する者」を「規定する職員」に改め、同条第2項中「同法同条」を「同条」に改め、同条第3項第4号中「第200条第1項」を「第200条第3項」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め、同条第4項第2号ア中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

第2条及び第3条中「以下次条において」を「次条において」に改める。

第5条第3項中「第20条」を「第20条第3項」に改め、同条第5項中「を同項」を「を職員の退隠料等に関する条例付則第53項」に改める。

第6条中「以下第8条において」を「第8条において」に改める。

第8条第1号中「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第2号中「規定に基く」を「規定に基づく」に、「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3号から第6号

までの規定中「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、

第9条第1項中「第4条に規定する」を「同条本文の規定による」に改め、同項ただし書中「法律第155号」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下この条において「法律第155号」という。）」に改める。

第10条第1項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「又は市町村」を「若しくは市町村」に、「前11条」を「第2条から前条まで」に改める。

第13条中「次の各号に」を「次に」に、「の通算」を「との通算」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2号中「こえる」を「超える」に改める。

第14条の見出し中「規則への」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正等に伴い、教育長等を定義する規定の整備等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（抜粋）

（用語の意義）

第1条 この条例において「職員」とは、職員の退隠料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）第20条に規定する職員をいう。

2 この条例において「公務員」とは、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員（同条に規定する公務員とみなされる者を含む。）をいう。

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。

（1） 知事及び副知事並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）

（2） 地方自治法第138条第3項に規定する議会の事務局長及び書記

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（抜粋）

（用語の意義）

第1条 この条例において「職員」とは、職員の退隠料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）第20条に規定する者をいう。

2 この条例において「公務員」とは、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。）をいう。

3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。

（1） 知事及び副知事並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する吏員（以下この項において「吏員」という。）

（2） 地方自治法第138条第3項に規定する議会の事務局長及び書記

- (3) 地方自治法第191条第1項に規定する選挙管理委員会の書記
- (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第3項に規定する監査委員の事務を補助する書記
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
- ア 大学の学長、教授、助教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第58号）による改正前の学校教育法第58条第7項に規定する助教授をいう。次項第1号アにおいて同じ。）並びに常時勤務に服することを要する講師及び助手
- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 中学校、小学校、盲学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第71条に規定する盲学校をいう。）、聾学校（同条に規定する聾

- (3) 地方自治法第191条第1項に規定する選挙管理委員会の書記
- (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの
- ア 大学の学長、教授、助教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第58号）による改正前の学校教育法第58条第7項に規定する助教授をいう。次項第1号アにおいて同じ。）並びに常時勤務に服することを要する講師及び助手
- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 中学校、小学校、盲学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第71条に規定する盲学校をいう。）、聾学校（同条に規定する聾

学校をいう。)又は養護学校(同条に規定する養護学校をいう。)の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

- (9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの
- (10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第109条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
- (11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長
- (12) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する副出納長
- (13) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和25年法律第143号)による改正前の地方自治法第138条第1項に規定する議会の書記長及び書記
- (14) 旧教育委員会法(昭和23年法律第170号)第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (15) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (16) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168

学校をいう。)又は養護学校(同条に規定する養護学校をいう。)の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

エ 事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

- (9) 特別区が連合して維持する消防の消防職員で吏員に相当するもの
- (10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
- (11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長
- (12) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する副出納長
- (13) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和25年法律第143号)による改正前の地方自治法第138条第1項に規定する議会の書記長及び書記
- (14) 旧教育委員会法(昭和23年法律第170号)第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (15) 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの
- (16) 教育委員会法の一部を改正する法律(昭和25年法律第168

号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

(17) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

(18) 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)による改正前の農業委員会法(昭和26年法律第88号)第34条において準用する同法第20条第1項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

(19) 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(20) 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(21) 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、助教授並びに常時勤務に服することを

号)による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する職員で吏員に相当するもの

(17) 特別区が連合して維持していた警察の警察職員で吏員に相当するもの

(18) 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)による改正前の農業委員会法(昭和26年法律第88号)第34条において準用する同法第20条第1項の規定により置かれた都道府県農業委員会の書記

(19) 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(20) 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた都道府県農地委員会の書記

(21) 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた都道府県農業調整委員会の書記

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員で次に掲げるもの

ア 大学の学長、教授、助教授並びに常時勤務に服することを

要する講師及び助手

- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する

要する講師及び助手

- イ 高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭
- ウ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

エ 大学に関する教育に関する事務に従事する吏員

オ 旧教育委員会法第41条第1項に規定する教育長及び同法第45条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

カ 旧教育委員会法第66条第1項に規定する学校の事務職員又は技術職員で吏員に相当するもの

キ 旧教育委員会法第66条第2項に規定する職員で吏員に相当するもの

ク 教育委員会法の一部を改正する法律（昭和25年法律第168号）による改正前の旧教育委員会法第66条第4項に規定する

職員で吏員に相当するもの

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第2条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者(普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者を除く。次条において同じ。)で引き続いて職員となったものが、退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、他の都道府県の職員としての在職期間、市町村の教育職員としての在職期間及び職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続く当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第3条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったもの(職員となり、職員を退職し、更に職員となったものを含む。次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第4条 普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員で

職員で吏員に相当するもの

ケ 旧教育委員会法第3条の規定により教育委員会が当該市町村に設置されるまでの間において、当該市町村の教育関係の部課又は学校以外の教育機関に属していた吏員

(普通恩給権等を有しない者の在職期間の通算)

第2条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者(普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者を除く。以下次条において同じ。)で引き続いて職員となったものが、退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)した場合において、当該就職前の公務員としての在職期間、他の都道府県の職員としての在職期間、市町村の教育職員としての在職期間及び職員としての在職期間(以下「当該就職前の在職期間」という。)と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達しないときは、当該就職後の在職期間に引き続く当該就職前の在職期間(以下「接続在職期間」という。)を当該就職後の在職期間に通算する。

第3条 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったもの(職員となり、職員を退職し、更に職員となったものを含む。以下次条において同じ。)が退職した場合において、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

(普通恩給権等を有する者の在職期間の通算)

第4条 普通恩給権、都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員で

あった者で職員となったものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が1年以上であるとき（当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して1年以上であるときを含む。）は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても17年に達しないときは、この限りでない。

（在職期間の通算）

第5条 略

2 略

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第47項に規定する準教育職員（以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて同条例第20条第3項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が本県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 略

5 前2項に規定するもののほか、退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の教育職員（以下この項において「小学校等の教

あった者で職員となったものが退職した場合において、当該就職後の在職期間が1年以上であるとき（当該就職後の在職期間と接続在職期間とを合算して1年以上であるときを含む。）は、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。ただし、当該就職前の在職期間と当該就職後の在職期間とを合算しても17年に達しないときは、この限りでない。

（在職期間の通算）

第5条 略

2 略

3 他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第47項に規定する準教育職員（以下「準教育職員」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）であった者が、引き続いて同条例第20条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）又は準教育職員となった場合においては、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員としての在職期間の2分の1に相当する期間（退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、当該他の都道府県又は市町村の準教育職員としての在職期間）を教育職員としての在職期間に通算する。ただし、他の都道府県又は市町村が本県と同様の措置を講じていない場合は、この限りでない。

4 略

5 前2項に規定するもののほか、退隠料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の教育職員（以下この項において「小学校等の教

育職員」という。)に相当する者に限る。)を小学校等の教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員(都道府県にあっては、高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除き、市町村にあっては、幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)を職員の退隠料等に関する条例付則第53項に規定する小学校等の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等(同項に規定する代用教員等(以下この項において「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下この項において同じ。)を代用教員等とみなしたならば、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間(昭和22年5月3日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(退職給与金の調整)

第6条 退隠料権を有しない職員であった者が引き続いて公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となったときは、当該就職後の在職期間に接続する職員としての在職期間(第2条の規定により職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員及び職員としての在職期間を含む。第8条において同じ。)に係る退職給与金は、支給しない。

第8条 第3条の場合において、次の各号に掲げる者に退隠料を支

育職員」という。)に相当する者に限る。)を小学校等の教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する準教育職員(都道府県にあっては、高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除き、市町村にあっては、幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)を同項に規定する小学校等の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等(同項に規定する代用教員等(以下この項において「代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下この項において同じ。)を代用教員等とみなしたならば、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する代用教員等としての在職期間(昭和22年5月3日以後における期間に限る。)を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(退職給与金の調整)

第6条 退隠料権を有しない職員であった者が引き続いて公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となったときは、当該就職後の在職期間に接続する職員としての在職期間(第2条の規定により職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員及び職員としての在職期間を含む。以下第8条において同じ。)に係る退職給与金は、支給しない。

第8条 第3条の場合において、次の各号に掲げる者に退隠料を支

給するときは、当該各号に掲げる額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。

(1) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間（令第174条の53第1項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

(2) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく他の都道府県の退職年金条例の規定により他の都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）又は市町村の教育職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基づく市町村の退職年金条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、

給するときは、当該各号に掲げる額の15分の1に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。

(1) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間（令第174条の53第1項の規定により公務員としての在職期間に通算されるべき他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

(2) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基く他の都道府県の退職年金条例の規定により他の都道府県の職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）又は市町村の教育職員としての在職期間（令第174条の51第1項又は第174条の52第1項の規定に基く市町村の退職年金条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間に通算されるべき公務員、他の都

他の都道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下この条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(3) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(4) 公務員であった者で引き続くことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

道府県の職員、市町村の教育職員又は職員としての在職期間を含む。以下本条において同じ。）でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(3) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続いて職員となったもののうち、接続在職期間の直前に、これに引き続かない3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に接続在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から接続在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(4) 公務員であった者で引き続くことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時恩給年限以上の公務員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた一時恩給の額の算出の基礎となった俸給月額の2分の1に乗じて得た額

(5) 他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続きことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(6) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となり、職員を退職し、更に職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下この号において「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終わる月の翌月から当該就職後の在職期間が始まるまでの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

第9条 第4条の場合において、在職期間が17年に達しない者があるときは、その者の同条本文の規定による当該就職後の在職期間に係る退職給与金又は遺族給与金は支給しない。ただし、恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下この条において「法律第155号」という。）附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村

(5) 他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で引き続きことなく職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、最短一時金年限以上の他の都道府県の職員としての在職期間又は市町村の教育職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まる月までの月数との差月数を前在職期間に対して受けた他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

(6) 公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となり、職員を退職し、更に職員となったもののうち、当該就職後の在職期間の直前に、3年以上の職員としての在職期間でその年数1年を二月に換算した月数内に当該就職後の在職期間が始まるもの（以下本号中「前在職期間」という。）を有する者 換算月数と前在職期間が終る月の翌月から当該就職後の在職期間が始まるまでの月数との差月数を前在職期間に対して受けた退職給与金の額の算出の基礎となった給料月額の2分の1に乗じて得た額

第9条 第4条の場合において、在職期間が17年に達しない者があるときは、その者の第4条に規定する当該就職後の在職期間に係る退職給与金又は遺族給与金は支給しない。ただし、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合においては、この限りでない。

の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合においては、この限りでない。

2 第4条の場合において、普通恩給権を有する者に退隠料を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。この場合において、退隠料の年額が当該年額の算定の基礎となった在職期間（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第155号附則第10条第1項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。以下この項において同じ。）としての在職期間にあっては実在職期間とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職期間にあっては法律第155号による廃止前の恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第2条第2項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この項において同じ。）の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となっている在職期間の年数を控除した年数1年につき退隠料の基礎となるべき給料年額の150分の1に相当する額より少ないときは、当該額をもって退隠料の年額とする。

3 略

4 前条の規定は、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となった在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退隠料を支給するときについて準用する。

2 第4条の場合において、普通恩給権を有する者に退隠料を支給するときは、その者の受ける普通恩給の年額に相当する額を減じた額をもって退隠料の年額とする。この場合において、退隠料の年額が当該年額の算定の基礎となった在職期間（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第155号附則第10条第1項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。以下この項において同じ。）としての在職期間にあっては実在職期間とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職期間にあっては法律第155号による廃止前の恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第2条第2項に規定する加算年を除いた在職期間とする。以下この項において同じ。）の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となっている在職期間の年数を控除した年数1年につき退隠料の基礎となるべき給料年額の150分の1に相当する額より少ないときは、当該額をもって退隠料の年額とする。

3 略

4 前条の規定は、法律第155号附則第24条の5第1項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であった者で職員となったものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となった在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退隠料を支給するときについて準用する。

(在職期間の通算に伴う通知)

第10条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったとき及びその者が退職したときは、速やかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退隠料権又は遺族扶助料権が発生しないときはその旨を、退隠料権又は遺族扶助料権が発生するときはその退隠料権又は遺族扶助料権の裁定をした旨を併せて通知するものとする。

3 知事は、普通恩給権を有する者が職員となったとき及びその者が退職したときは、速やかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)

第11条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったときは、その者は、速やかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 略

(増加退隠料権等を有する者の特例)

第12条 職員の退隠料等に関する条例第2条第1項に規定する増加退隠料又は恩給法第2条第1項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至った者の公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、第2条から前条までの規定は、適用し

(在職期間の通算に伴う通知)

第10条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 前項に規定する退職の通知をする場合においては、その者について退隠料権又は遺族扶助料権が発生しないときはその旨を、退隠料権又は遺族扶助料権が発生するときはその退隠料権又は遺族扶助料権の裁定をした旨をあわせて通知するものとする。

3 知事は、普通恩給権を有する者が職員となったとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨をその者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)

第11条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が職員となったときは、その者は、すみやかにその旨を当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 略

(増加退隠料権等を有する者の特例)

第12条 職員の退隠料等に関する条例第2条第1項に規定する増加退隠料又は恩給法第2条第1項に規定する増加恩給若しくはこれに相当する他の都道府県又は市町村の退職年金条例に規定する給付を受ける権利を有するに至った者の公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、前11条の規定は、適用しない。

ない。

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)

第13条 市町村の教育職員に適用される当該市町村の退職年金条例の規定が、次に掲げる基準に従って定められていないときは、市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間との通算については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 退職年金の年額は、在職期間が17年の場合においては退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額であり、在職期間が17年を超える場合においては当該金額にその超える年数1年につき退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額であること。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)

第13条 市町村の教育職員に適用される当該市町村の退職年金条例の規定が、次の各号に掲げる基準に従って定められていないときは、市町村の教育職員としての在職期間と職員としての在職期間の通算については、この条例の規定は適用しない。

(1) 略

(2) 退職年金の年額は、在職期間が17年の場合においては退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額であり、在職期間が17年をこえる場合においては当該金額にそのこえる年数1年につき退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額であること。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 号

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

高知県特別職報酬等審議会条例（昭和39年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

第3条第1項中「10人以内をもって」を「10人以内で」に改め、同条第2項中「必要のつど」を「必要の都度」に改める。

第4条第1項中「互選により」を「互選によって」に改め、同条第2項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「あらかじめ、会長の指定する委員が」を「会長があらかじめ指名した委員が、」に改める。

第5条第1項中「は、会長が招集し、その議長となる」を「（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する」に改め、同条第2項中「審議会の」を削り、「出席しなければ」を「出席しなければ議事を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長が当たる。

第6条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長については、この条例による改正後の高知県特別職報酬等審議会条例の規定は、適用しない。

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について高知県特別職報酬等審議会の意見を聴くこととするよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県特別職報酬等審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準（次条において「議員報酬の額等」という。）について審議するため、高知県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができ

高知県特別職報酬等審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準（次条において「議員報酬の額等」という。）について審議するため、高知県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができ

ない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

きない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第 号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第19条第 4 項」を「第18条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休憩時間）

（休憩時間）

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項の規定に基づき県又は市町村の教育委員会の事務局に置く指導主事に充てた職員の休憩時間は、当該教育委員会の定めるところによる。

第 号

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

高知県教育委員会委員定数条例（平成12年高知県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会の組織を定める条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の委員でなくなることを考慮し、教育委員会の組織について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県教育委員会の組織を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、高知県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。

高知県教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、高知県教育委員会は、6人の委員をもって組織する。

第 号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「定めのある場合」を「定めのあるもの」に、「他の一般職」を「一般職」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正等を考慮し、特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抜粋）

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（抜粋）

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのあるものを除くほか、一般職に属する職員の例による。

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのある場合を除くほか、他の一般職に属する職員の例による。

第 号

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」を削り、「支給方法等」を「支給方法等に関し」に改める。

第 3 条中「応じ、」を「応じ、それぞれ」に改める。

第 4 条ただし書中「48月を」を「48月（教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第 2 項の規定により任命された教育長（以下この項において「旧教育長」という。）については、この条例による改正後の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定は、適用しない。この場合において、旧教育長について、この条例による改正前の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定を適用するときは、同条例第 1 条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 9 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 8 条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項」とする。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による地方自治法（昭和21年法律第67号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、任期を3年とされる教育長の退職手当の額の算定に係る規定について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、知事、副知事及び教育長（以下「知事等」という。）の退職手当の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の額）

第3条 知事等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 知事 100分の50
- （2） 副知事 100分の36
- （3） 教育長 100分の25

（在職期間の計算）

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等の任期の初日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月（教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を超える場合は、48月とする。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、知事、副知事及び教育長（以下「知事等」という。）の退職手当の額、支給方法等に必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の額）

第3条 知事等の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- （1） 知事 100分の50
- （2） 副知事 100分の36
- （3） 教育長 100分の25

（在職期間の計算）

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、知事等の任期の初日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月を超える場合は、48月とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備(制定、一部改正)について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

(1)改正の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る（施行日：平成27年4月1日）。

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

(2)改正の概要

①教育行政の責任の明確化

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（「新教育長」）を置く。（第13条関係）
- ・「新教育長」は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（第4条、第7条関係）
- ・教育委員会は、「新教育長」及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県の教育委員会にあっては「新教育長」及び5人以上の委員をもって組織することができる。（第3条関係）
- ・「新教育長」は、常勤とする。（第11条関係）
- ・「新教育長」は、条例等に特別の定めがある場合を除き、職務専念義務を有する。（第11条関係）
- ・「新教育長」は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（第13条関係）
- ・「新教育長」の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。（第5条関係）
- ・教育委員から「新教育長」に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（第14条関係）
また、「新教育長」は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（第25条関係）
- ・現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則第2条関係）

②総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（第1条の4関係）
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（第1条の3関係）
- ・会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（第1条の4関係）

③国の地方公共団体への関与の見直し

- ・いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（第50条関係）

2 県条例の整備の概要

(1) 条例の制定

	条例の名称	内 容
1	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	・「新教育長」に、職務に専念する義務が課されたことに伴い、職務専念義務の特例（免除）について新たに条例を制定しようとするもの

(2) 条例の一部改正

	条例の名称	改正の内容
2	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職とされることに伴い、「常勤の特別職の職員」に含めることとし、不要となった「及び教育長」の規定を削除しようとするもの
3	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	・教育委員長の職が廃止されることに伴い、教育委員長に支給される報酬及び旅費の規定を削除しようとするもの ・別表の整理
4	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正	・法律の一部改正によって、教育長の設置に関する根拠条文が第16条第1項から第3条に変更されたが、この条例の対象となる教育長は法改正前の第16条第1項の教育長であり、これを規定するための改正を行おうとするもの ・他の法令の一部改正によって生じた条ずれに伴い引用条文の改正を行おうとするもの ・字句の修正
5	高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職と位置付けられたことから、審議会の対象に「新教育長」を追加しようとするもの ・他の審議会の条例と表現等を合わせようとするもの ・字句の修正
6	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正	・法律の一部改正によって生じた条ずれに伴い引用条文の改正を行おうとするもの
7	高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	・「新教育長」は教育委員会の委員でなくなることを考慮し、教育委員会は、教育長及び5人の委員で組織するものとしようとするもの ・条文の表現に合わせ、条例の題名を改正しようとするもの
8	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が常勤の特別職と位置付けられ、かつ、職務に専念する義務が課されたことに伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件について、字句の修正を行ったうえで規定しようとするもの
9	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	・「新教育長」が特別職と位置付けられ、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する教育公務員特例法の規定が削除されたことに伴い、同法の規定を削除し、知事、副知事と同様、地方自治法の規定を受けるものとするもの ・「新教育長」の任期が3年とされたことに伴い、退職手当の算定に用いる在職期間の上限を「新教育長」については48月から36月に改正しようとするもの ・字句の修正

(3) 施行日

- 1、2、3、7及び8の条例は、規則で定める日
- 4、5、6及び9の条例は、平成27年4月1日